

令和元年度 第4回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会
議 事 録

令和2年1月14日 (火)

	令和元年度 第4回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	
日時	令和2年1月14日(火) 午前10時～正午	
場所	杉並区役所 中棟4階 第1委員会室	
出席者	委員	高見澤、小笠原、正木、幸田、松枝、白鳥
	条例第13条による出席者	
	説明員(区)	土木担当部長 狭あい道路整備課長 副参事(特命事項担当) 事務局
傍聴	なし	
配布資料	事前	・開催通知
	当日	・次第 ・杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例の施行状況の確認と検証、及び今後の施策について 答申(案) ・令和元年度第3回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会議事録 【参考資料】 ・杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則改正(案) 抜粋 ・支障物件に対する取組の流れ
会議次第	1 開 会 2 議事 答申について 3 その他 次回の協議会日程調整 4 閉 会	会長 進行: 会長 狭あい道路整備課長 会長

第4回 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。令和元年度第4回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の開催に当たりまして、区長を代理いたしまして、土木担当部長の友金幸浩よりご挨拶を申し上げます。

土木担当部長 皆様、おはようございます。土木担当部長の友金でございます。本日は令和元年度第4回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様方には、狭あい道路拡幅整備事業を初め、様々なところで区政にご協力をいただいておりますこと、改めて御礼を申し上げます。

前回、10月29日の第3回協議会でいただいたご意見を反映させるべく、この間、調整をさせていただいてきました。本日は再度答申案を取りまとめさせていただいておりますので、この後、ご確認いただければと思っております。

区はこの答申を受けまして、さらに事業の加速化を図ってまいりたいと考えてございます。今後とも引き続き、委員の皆様方のお力添えをお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

狭あい道路整備課長 それでは、これからは〇〇会長に協議会の開会、議事の進行をお願いしたいと思います。では会長、よろしく願いします。

会長 おはようございます。それでは、ただいまから令和元年度第4回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を開会いたします。議事に先立って、事務局からご報告をお願いいたします。

狭あい道路整備課長 本日は警視庁杉並警察署交通課長・大塚晋次様からご欠席の連絡をいただいております。

本日の狭あい道路の拡幅に関する協議会につきましては、委員の方の過半数のご出席をいただいておりますので、令和元年度第4回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会は有効に成立しております。また、協議会の記録のため写真撮影と録音をさせていただきますので、ご了承ください。

会長 よろしゅうございますね。

議事録の署名ですが、〇〇委員をお願いいたします。よろしく願いいたし

ます。

傍聴について今日はいかがですか。

狭あい道路整備課長 傍聴の申し出はございません。

会長 わかりました。

それでは資料の確認ということですね。では、議事に入ります。きょうの議事は、さっき部長のお話にありましたように、答申の審議でございます。その他は、次回の日程等とのことでございます。こんな予定で進めますが、よろしゅうございますね。

では、事務局からよろしく願いいたします。

狭あい道路整備課長 では、配付資料の確認を行います。当日配付資料として、事前に配付しておりますが、本日の開催通知、「令和元年度第3回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会議事録（案）」と次第です。

次に、参考資料といたしまして、これも事前に配付しております「答申（案）」、本日席上配付させていただいております「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則改正（案）抜粋」と「支障物件に対する取組の流れ」になります。資料はお手元でございますか。不足している方はお知らせください。

令和元年度第3回協議会の議事録でございますが、事前に確認のため資料を送付させていただきました。今回ご指摘をいただいた点を修正したものをお配りしておりますけれども、さらに修正のご指摘がなければ確定とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

「答申（案）」につきましては、事前にメールで送付させていただきましたが、その後、若干修正を加えておりますので、ご了承ください。

会長 よろしゅうございますね。それでは、今日机上にある案を手元で説明を受けるということで。わかりました。

それでは、2の議事に当たるところで、事務局でその後、個別に各委員のご意見も伺ったと聞いておりますが、最終的に今日できた案についてご説明をお願いいたします。

狭あい道路整備課長 それでは本日までの3回の協議会でご議論いただき、さらに前回の協議会で委員の皆様からいただいた意見を踏まえて修正いたしました「答申（案）」の概要について、改めて説明させていただきます。

前回の協議会では、区が行っている重点整備路線における拡幅整備の取組

みや、支障物件の指導経過などをパワーポイントなども使いながらご説明し、区の取り組み状況についてご理解をいただきながら、条例の目的に沿った実績が積み上げられていることをご確認いただきました。

しかし、特に重点整備路線における事業の進捗や、支障物件への取り組み状況に課題が生じていることにつきまして、さらに取り組みの強化を図るべきとのご意見を委員の皆様からいただいたところです。

その他、協議会でいただいたご意見や、個別に委員の皆様からいただいたご意見をもとに、答申案を修正いたしました。

それでは、配付資料の「答申（案）」をご覧ください。

表紙をめくって目次をご覧ください。大きく「Ⅰ 答申に当たって」「Ⅱ 諮問事項に対する答申」「Ⅲ おわりに」と3つの構成にいたしました。

2ページをご覧ください。まずは冒頭に記載がございますように、「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例附則第2項にある、条例改正後の杉並区狭あい道路に関する条例の施行状況の確認と検証、及び今後の施策について」の諮問事項を令和元年5月10日に区長から協議会に対し諮問させていただきました。その後、本日までの3回の協議会におきまして、答申についてのご議論をいただき、さらに委員の皆様からご意見をいただいております。

諮問事項に対する答申につきましては、2ページ以降に記載がありますように「条例の施行状況の確認と検証について」と、7ページ以降に記載がありますように「今後の施策について」の2つに分けて、各施策のそれぞれの取り組みについて答申をまとめさせていただきました。

簡単に答申の内容を総括いたしますと、3点ございます。

1点目は、各施策の取り組みにおいて、条例の目的に沿った実績が積み上げられており、引き続き現条例のもと、各整備事業に取り組むべき、とのこと。

2点目は、特に重点整備路線や支障物件への取り組み状況に課題が生じていることに対し、取り組みの強化を図るべき、とのこと。

3点目は、狭あい道路のさらなる解消に向けて、条例の柔軟な運用も考慮しながら、各施策についての取り組みの強化を図るべき、とのことでございます。

また、協議会から出された主なご意見を集約いたしますと、3点ございました。

1点目は、狭あい道路の中心線の位置をあらかじめ出す仕組みを創設すべき

であるということ。

2点目は、支障物件への勧告等も意識し、指導等を行うべきとのこと。

3点目はその他、用語の定義等を整備すべきことでございます。

次に、7ページ以降の「今後の施策について」の各施策の取り組みの中でご指摘いただいている支障物件の勧告に至るルールづくり及び重点整備路線の区の主張線を整備し、取り組みを強化していくことにつきまして、説明させていただきます。

区では今後、支障物件に対する指導、処分の実施に関しましては、要綱等の取り扱い基準を定めることとし、重点整備路線における区の主張線の整備につきましては、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則を改正いたしまして、来年度4月から運用していく予定で、現在準備を進めているところでございます。その内容につきましては、後ほど資料もございますので、ご説明させていただきます。

区からの説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。要点を幾つか整理して説明いただきました。また、あわせて施行規則の改正については今検討中ということで、これはまた後ほど今の検討状況をご報告いただいて、ご意見をいただくということになるかと思えます。

一応、前もって目を通していただいたという前提ではございますが、今の説明も念頭に大きいところ、細かいところ、どこからでも結構ですので、ご意見をいただいて、そのご意見次第で答申の位置づけを決めたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞお願いします。

委員

今まで何回かの協議会での議論を踏まえて、私を含めて委員から出された意見について、それぞれの意見についての対応策あるいは考え方、例えば削除すべきではないかという意見については削除は必要ないという理由も詳しく書いていただいているので、そういった状況というのは今後またさらに積極的に取り組んで行く中で必要性ということは変化してくることはあり得るかと思うのですが、現時点ではここで整理された意見で今までの議論を十分踏まえたものになっていると思えますので、基本的に賛成したいと思えます。

それからあともう1点、条例の附則の2項については3年ごとを目途に見直

しを行っていくということを条例に位置づけるということ、これはやはり法的な拘束力という点からそういったものをこの8ページのところに盛り込んでいただいたということで、これについても賛成したいと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。今の点も含めて、ほかの委員からもご意見があればお願いしたいですけど。いかがですか。

今の、8ページの附則第2項については、我々の解釈としては施行後3年と書いてあるので、では6年目はやらないのかという疑問が出てくるけれども、事務局担当としては当然、3年になるか4年になるかは別としても、状況を把握して、またこの協議会で議論するということは当然のこととと思っているので、また必要に応じてその辺を条例として記載し直すということも将来的には考えるけれども、当面はこのままでいいのではないかという、そんな意見のやりとりと我々は理解していいですね。

区の法令の担当者もいるでしょうし、私の記憶だと、たしかまちづくり条例が似たような、そこでは5年と書いてあったような気もするのですが、その辺との整合性も含めてぜひ内部的に議論を進めて、また次の機会のときにはいろいろ議論を起こしていただきたいと思います。

狭あい道路整備課長 協議会へ、今後も継続して、区の取り組み状況を報告させていただいて、皆さんの意見の中から必要に応じて、そういったものを直すべきものは直していきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

委員 今のお話の、条例に位置づけることを求めるというのは、改正するということではないのですか。

狭あい道路整備課長 今回条例は改正する予定はないのですが、3年おきの定期的な見直しは必ずやっていくようにいたします。

委員 条例に位置づけることを求めるというのは、いつ位置づけるのですか。3年ごとに。今の会長がおっしゃられた5年ごとという、まちづくり条例ではどういうふうになっているのでしょうか。

会長 実際にそれも、向こうと意見を交換してもらいたいのですけれども。その辺の整合性もどうなっているのかとか。

委員 前回もちょっと出ていましたね、たしかに。ほかの条例はどうかと。まちづくり条例の規定的にはどんな規定ぶりでしたか。前回も聞いたかもしれないですが。

土木担当部長　　今回は条例の根本的な改正がないものですから、これを位置づけることは必要と考えておりますけれども、このためだけに今回は条例改正をするということとはせずに。

委員　　そういう意味なのですか、これ。

土木担当部長　　はい。また3年ごとにも見直しますし、それ以前にも必要であれば見直しは行ってまいります。ほかの条例改正のときに、一緒にこれについても明記したいと思っておりますけれども、今回これのためだけということではなくて、次回の条例改正のときにこれについても明確に位置づけていきたいと。

委員　　次回の条例改正とはいつなのですか。

土木担当部長　　まだ、いつやるということではなくて。

委員　　これはそういう意味なのですか。なかなかそういうふうに読みにくいですがけれども。そうですか。

土木担当部長　　これは、協議会の意見としては位置づけるべきと。

委員　　もちろん協議会としての意見としてはこうだけでも、区の判断というのは必ずしも協議会の意見のとおりにはやるということではないから、それはまたその時期にと考えているということですね。わかりました。

土木担当部長　　位置づけも必要と考えておりますけれども、次回。

委員　　それで、まちづくり条例はどうなっているのでしょうか。

会長　　そこでも附則にたしか書いてあって……。

狭あい道路整備課長　　少しお時間をください。

委員　　わかりました。そういう意味ですね。それならわかりました。今、会長がおっしゃったので。

会長　　条例や法律で、附則で何年を目途にみたいに書くというのは、よくあることですから。

委員　　よくありますからね。

委員　　ただ、施行後3年に1回きりと読めるような感じだとおかしいのではないかという話がありましてね。

委員　　そうですね。前回、委員の意見としてはそうだったのでこういう形になっているけれども、これだけではということなので、時期を見てという。時期を見てというのはどういう時期を見てというのかわからないので、ちょっとそのところは、もちろん区の判断だとは思うのですけれども。

前回の委員会での意見としては、やはり3年ごとに。というのは、もちろん今回そういうことが解決していれば別にいいと思うのですが、残された課題があるので、ほかの委員もいろいろな理由があったと思うのですが、やはり3年ごとというか、今の時点では次の3年にやはり見直しの時期としては設定したほうがいいというのが委員の意見、集約としてはそうだったと思うので、私は前回申し上げたとおりもちろん改正すべきだと思っています。けどそれはいろいろな事由で難しいという、最終判断はもちろん区長さんの判断になると思いますけれども。

だから、この答申自身は条例で改正すべきだと理解するというので、それはいいですね。

狭あい道路整備課長 はい。

委員 ほかのはどうなっているかというのと、例えばほかの必要な見直しをするものについては一括して条例でそういうものを規定していこうとか、そういうことはあるでしょうけれども、今の時点でそういう方針は恐らくないと思うので、そうすると、当該条例についての何か改正のときに入れますということだと、いつやるのかというと、当面予定はないということにはなるんですね。

狭あい道路整備課長 ただ、先ほども説明させていただきましたが、今回、やはり条例の柔軟な運用を考慮しながら、各施策の取り組みの強化を図るところで、これまでいろいろ意見をいただいた施行規則等個々にもだいたい見直しを検討しまして、後ほど説明させていただきますけれども、そこで盛り込んで、これまで揚げてあった重点整備路線だとか支障物件に対する取り組みについては、今後またそれで考えていきたいと考えています。

委員 わかりました。

会長 ありがとうございます。そのほか、まちづくり条例のこの期限の件は少しお時間をいただいて、多分そっちの担当との調整みたいなことも本当に条例改正を議会に出す時点では、多分、あつちはどうなっているのだ、こっちは何だと、それぞれにちゃんと筋の通った説明ができないといけないでしょうし、実態も押さえておかないといけない。ですので、今ご議論があったとおりの理解で我々はいたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

副会長 今の〇〇委員の意見をここに加味すれば、この答申案は要するに条例改正の

ことしか書いてないのですよね。だから、仮に改正しなくても、3年ごとに見直すべきであるということを入れてもいいかなとは思いますがね。

「条例の施行状況を勘案し、3年ごとに見直すことが望ましい」とか書いて、場合によっては、場合によってはというのは変ですけども、条文には今後の検証の時期についての記載がないことから、条例にきちんとうたったほうがさらに望ましいという内容に少し変えるかですね。

委員 　　でも、「望ましい」だと弱くなってしまう。

副会長 　　改正のほうがいいですけども。「求めます」でいいんですけども、改正がなくても3年ごとに見直すことが妥当である、みたいなことは必要かもしれない。

委員 　　そうですね。改正するかどうかの最終判断はもちろん区のほうなので、答申を受けてどう判断するかということだと思うので、そこまで書く必要があるかなという気はしますけれども。

　　ただ、今おっしゃられたことを踏まえると、3年ごとに見直しを行っていく必要があるということをもう1行入れるという方法は確かにあるかもしれませんが。

　　実際に記載がないのでというので、今の条文を残すということは、今のおっしゃる趣旨からすると、そういうことになろうかと思うので、それはそういう一文を入れてもいいかなと確かに思います。わかりました。

土木担当部長 　　所管としても当然、これは見直しで行くつもりでありますし。ただ、それが読みづらいということですね。

委員 　　読みづらいというか、読めないですよ。

土木担当部長 　　読めないということがあるので、それは今後。ただ、そのためだけに議会の承認を求めるということはせずに。

委員 　　それは理由にならないと思うけれども、それは先ほど言いましたが。

副会長 　　条例の改正はいろいろ困難な問題があるから、改正までには至らなくても、事実上、3年ごとに見直したほうがいいのではないですかということだけです。

委員 　　そういうことですね。見直しは必要ですよ。

委員 　　そういう意味では8ページの最後の3行「3年毎を目途に見直しを行っていくことについて」というこの文言が、むしろ3年ごとに行うことが妥当だと考えられるので、と言葉を補っていただくと、今後、条例に位置づけると。

委員 「妥当だと考えられるので、今後条例に位置づけることを求めます」と。そのほうが明確かもしれませんね。

委員 趣旨をあまり変えずに言葉を補うとね。

委員 ○○委員がおっしゃるのでよろしいかと思います。「行っていくことが妥当であると考えて、今後、条例に位置づけることを求めます」ということにしたらよろしいかと思います。わかりました。

会長 わかりました。それでは今のご趣旨で、附則ではこうあるわけだけでも、3年を目途として、ローテンション的に、検討を加えるということが妥当、適切であると考えますと。そのことを踏まえたとき、条例改正というものも位置づけることを求めたいという流れにすれば、つまり附則がこう書いてあるということと、そういうことはとてもいいことだけれども施行後3年という規定ではちょっと問題があるから、今後もやってほしいけれども、さらに条例についても検討を求めたいという、3段階の話にするということでもよろしいでしょうか。

狭あい道路整備課長 わかりました。

会長 もちろん、ここで出たように、他の類似の条例の類似事項との調整・協議等々も庁内で進めていただけるということですね。

では、そのような趣旨でということですが、まちづくり条例については何と書いてありましたか。

狭あい道路整備課長 お待たせしました。読み上げますと、「区長はこの条例の施行後5年を目途として、条例の施行状況等を勘案し、この条例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする」。

会長 3と5の……。

委員 それだけですか。それでは同じですね。

副会長 5年ごとではないのだ。

委員 5年ごとではないのですね。5年後を目途にですね。はい、わかりました。

狭あい道路整備課長 「施行後5年を目途として」なので、本条例と同じような表記になっています。

委員 わかりました。ありがとうございます。

狭あい道路整備課長 法務担当に確認しましたら、やはりほかの条例も同様に書かれているみたいで。かといって、5年ごとに見直しをしないかということもそういうことではな

くて、必要に応じて必ず改正等も行っています。

会長

わかりました。いろいろありがとうございます。

では、文案はお任せいただくとして。事務局と相談していきます。

さっき申し上げたように、3年たったときに見直すというシステムは非常によいし、今後も続けるべきであるけれども、条例上は1回で終わるように読めちゃうわけだから、その辺をちゃんと検討しなさいよという趣旨に、今、文章はできませんけれども、できるだけ原文を生かして、その辺のニュアンスが伝わるように事務局と相談させていただくということによろしいでしょうか。

副会長

はい。

委員

今のですが、今のまちづくりの条例というのはいつできたものですか。

副参事

平成14年です。それで21年に改正しています。23年にも改正していますが、附則自体は変えていません。

委員

変えていないのですね。わかりました。

会長

条例の附則は変えないで。

副参事

附則は今も同じように載っています。

15年に、会長ご案内のようにまちづくり条例を施行し、その後、大規模開発事業の手続きを加えたのが21年だと思います。

委員

ただ、実際には先ほど〇〇委員がおっしゃられたように、法律とかだと、杉並区ではそういう例が1つあるだけだということだと思うので、実際は法律の場合には何年ごとにとなっているのが恐らく多い。

実際、何年で見直しをしていくということで方向が決まっていればそれでいいと思うのですが、今回の場合には、中身としては、さらに取り組みを強化していく必要があつて、見直しについては現時点で決着はついてはいないということにはなるので、その場合にはどのような規定になっているのかというのは、もちろん自治体によって違うと思うし、法律と同じにしなければいけないということもないと思うのですが、どういう規定になるのかということはあると思うので、今の入れる文章についてはもちろんお任せしたいと思うのですが、今後条例に位置づけることを求めるというところは残していただきたいなと思うのですね。そこを「望ましい」とか「検討する」ではなくて、「求める」というところはそのまま残してほしいと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

会長

ありがとうございます。中身はおおむねこういうことでよろしいということであれば、今の8ページの下段の構文を事務局と相談して、できるだけ早目に皆さんにもう1回お示しをする。それを受けて、(案)を外させていただく。これはもうメールなりファクスのやりとりでさせていただいてということでもよろしゅうございますか。

それでは、そのことを留意事項として、今回の答申案をお認めいただいたということにしたいと思います。後でまた、次回とか出るでしょうけれども、定期的には、答申案がまとまったとしても、またこれを開いて区長に持って行くというようなことは忙しい委員さんの時間の無駄ですから、多分、皆さん納得されたものを私が何かの機会に区長あるいは担当部長にお渡しするという方向にしたいと思いますけれども、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長

では、1月中にはまとめたいですね。

狭あい道路整備課長

はい。

会長

では、その予定も含めて、またメールでのやりとりで皆さんにお話を伝えるようにいたしましょう。

それでは、議案についてはそういうことで決めさせていただいて、それにかかわるもう1～2枚の資料についてご説明、ご意見をいただきましょう。

狭あい道路整備課長

それでは、先ほどの答申案の7ページに記載がございます2「今後の施策について」の(2)「支障物件への取組」で述べている、勧告等に至る手順、時期を定め、厳格に取り扱いを行っていくこと、(3)「重点整備路線の取組」で述べている区の主張線を示していくことを条例または施行規則などで規定することにつきまして、現時点での区の対応方針を説明させていただきます。

順序は逆になりますが、初めに私のほうから(3)の重点整備路線の区の主張線を示していくことを条例または施行規則などで規定することにつきまして説明させていただきます。

区では施行規則の改正で規定することを考えておきまして、配付資料の「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則の改正(案)抜粋」をご覧ください。A4、1枚で、赤字で修正してあるものです。

資料の上段には、施行規則第9条の「道路中心びょうの設置」についての規定が抜粋してあります。改正案としまして、下段に記載のとおり、第9条を

「道路中心の表示」の規定に変更をしていきます。

現行の規則では、事前協議において後退用地の確定を道路の曲がり等複雑な後退の場合に中心びょうの設置を行って、後退用地の適切な位置を表示するために行っているところがございます。これは中心線の確定ではなくて、後退用地の確定であるため、改正案でございますように、第1項の文言の修正は「後退用地が確定したとき」という文言に変更したいと思っています。

次に、皆さんからいただいた意見を踏まえて答申案を作成しましたが、答申案を踏まえまして、改正案の第2項に「区長は、道路中心について、必要に応じ、予め図又は現地等に表示することができる」との表記を追記してまいります。これは道路中心について、区の主張線として図又は現地を中心に中心の表示を事前協議によらず、事前に行えるよう改正を行っていくものでございます。

次に、勧告等に至る手順、時期を定め、厳格に取り扱いを行っていくことについて、担当の塚田から説明させていただきます。

狭あい道路整備推進係長 狭あい道路整備推進係、塚田と申します。よろしく申し上げます。

「支障物件に対する取り組みの流れ」ですが、私のほうから説明させていただきます。

条例では、支障物件の設置の禁止について、必要な措置をとるよう、この黄色い四角で示しています勧告、命令、公表及び代執行を行うことができると定められています。

この図では、これらの指導、処分を行っていくときの手順と、これに要する時間についてフローにして説明しています。指導、処分に従わない場合は赤い矢印に沿って、図の上から下に向かいます。指導、処分に従う場合は青い矢印に沿って上に向かい、支障物件は除却されます。

図の右側にオレンジ色の矢印で示したフローですが、これは地域のシンボリックな樹木等、区で支障物件かどうか判断が難しいときに、協議会に諮問、答申を行い、判断するケースです。

まず、上から「事案発生」ですが、支障物件はその多くがパトロールや区民からの情報提供によって発見されます。

次に、後退用地上か否かを判断するため、現場を確認する前に近隣の協議や過去の確認申請等を調査します。

次に、現地調査を行い、支障物件であると判断した場合、口頭で禁止規定の

説明を行い、是正の指導をします。設置者が現地に住んでいない場合は、登記簿謄本等で関係者を調べて文書を送るか直接出向いて指導をします。

是正の指導を行い、相手が指導に従う場合は、青い矢印で示したフローのように、上に向かいまして、支障物件の除去、又は協議を行って後退整備を行うことで支障物件が是正されることとなります。

指導に従わない場合は、赤い矢印で示したフローのように、道路中心線の再現を行い、協議会への報告・意見の聴取を行ってから勧告することとなります。事案発生から勧告の実施まで、左の緑の矢印で示していますが、おおむね6カ月となります。

勧告を行っても相手が従わない場合は、命令を行うこととなります。命令は不利益処分ですので、事前に杉並区行政手続条例により、弁明の機会の付与を行い、意見陳述の機会を与えることとなります。また、勧告と同様に協議会への報告・意見の聴取を行ってから命令を行います。事案発生から命令の実施まで、おおむね10カ月となります。

命令を行っても相手が従わない場合は、住所、氏名、違反の内容の公表を行います。公表を行う前には、条例により意見を述べ証拠を提示する機会の付与を行い、その後、条例によって協議会への諮問を行います。答申の結果、公表の必要性があれば、ホームページ、区長が指定する場所等においてこれらの内容を公表します。事案発生から公表の実施までおおむね15カ月となります。

答申の結果、公表の必要性がなければ継続して指導を行い、除却されなければ一定期間経過後、再度公表の必要性について諮問することとなります。

公表を行っても相手が従わない場合は、行政代執行の手續に着手することとなります。代執行を行う前には、条例により協議会への諮問を行います。答申の結果、代執行の必要性があれば、行政代執行の手續に着手します。事案発生から手続きの着手まで、おおむね18カ月となります。

答申の結果、代執行の必要性がなければ、継続して指導を行い、除却されなければ一定期間経過後、再度代執行の必要性について諮問します。

以上が支障物件に対する取り組みの流れとなります。支障物件に対する指導、処分の実施に関しましては、要綱等の取り扱い基準を定め、来年度4月から運用する予定となっています。

私からは以上です。

会長

ありがとうございました。2つのご報告で、後半の流れについては最後にありましたように、きょう意見をいただいた上で、新しい年度の4月1日からこれに基づいた取り組みをするということで、そういうご説明でよろしいわけですね。

それでは最初に、規則の改正についてご意見をいただきたいと思います。

委員

先ほど途中ですぐに見つからなかったのですが、もちろん先ほどの結論はあれなのですが、例として今回は難しいということですが、改正する時機があれば改正するという場合に、法律ですと幾つかそういう例はあって、1つの例として個人情報保護法の附則には、政府は「法律の施行後3年ごとに、個人情報の保護に関する国際的情報、情報通信技術の進展」云々「を勘案し、個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」ということで、「施行後3年ごとに」という規定は法律では結構ある。先ほどおっしゃられたように、ということで、先ほど見つけれなかったのですが、これは補足で。

規則のほうですが、今までは道路中心線、「線」とあるのですよね。今度の規則の改正後は、もちろん中心びょうというのはあったのだけれども、「中心びょうを設置し表示することができる」。次の2項が「区長は、道路中心について」。「線」というのがないのですね。これは「線」というのをとった理由は何ですか。今まで、議論では一般的に中心線、中心線と言っていたので。中心線の「線」というのをなぜとったのでしょうか。

狭あい道路整備課長 まず、現行の規則でございますが、道路中心線ということで、前回の協議会でも議論になりましたように、中心線というのは告示された時点で確定しているということで、区としては中心線を出す、確定する作業は行っていませんので、これは今回、そこら辺の議論する中で、そういったことが確認できましたので、今回そこは、あくまでも事前協議というのは沿道の方と後退用地を確定するための協議であるので、それに対して後退用地を確定するためにこういった中心びょうを打てると。そこから2メートル返したところがその沿道の皆さんの敷地の後退用地部分ですよということで協議を進めていくということで、そこは変えさせていただきました。

それと、2項「区長は、道路中心について、必要に応じ、予め図又は現地等に表示することができる」。これは事前協議によらなくて、実際に、この間、

重点整備路線の2で区の主張線を皆さんにお示ししましたけれども、今後も重点整備路線の1、3、4も整備してまいりますので、それをもって沿道の皆さんにも事前協議によらずに、区のほうから働きかけができるという仕組みをここで考えております。

あくまでも中心線というのは告示された時点で中心が確定しているということが前提になっていますので、あえてここで中心線ということは記載をやめました。

委員 それは前回の議論そのとおりで、中心線というのは既にある、それを新たに確定するわけではないからということなので、この9条の1項は前回の協議会の議論を踏まえて直っているというのはいいのですけれども、ただ、2項は表示するという話なので、中心線は既に確定しているのだけれども、それを明らかにするという意味とすれば、2項のほうは「道路中心線」と書いたほうがわかりやすいかなと。

狭あい道路整備課長 道路中心について、区の主張線として、主張線という言葉はあえて……。

委員 主張線というか、これ解説のほうも問題があるのだけれども、先ほど今説明いただいたように、中心線というのはもともと決まっているものであって、それが一般に明らかでないからそれを表示するのだということですよ。

狭あい道路整備課長 そうですね。

委員 ということであれば、これは主張線という、この解説も変だけれども、主張というよりは中心線であるものを明らかにして、それを表示することによって、それをもとに交渉を明確にやっていきますよということですよ。確かに〇〇委員がおっしゃっておられた。だから、この9条2項は「中心線」と書いたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、どうですか。

委員 私は逆に「中心線」って「線」を表示するというのは、事実上難しいから中心を表示するというので、あるポイントだけを表示するという。

委員 ポイントですか。

委員 表示できないでしょう。

委員 そうなのですか。地図に表示するのは線で表示するのですよね。点なのですか。

委員 点を結んで線にはなりますけれども、線を表示するというのは事実上かなり難しい作業になるではないですか。

委員 そこは実際の作業との関係があるので。今おっしゃるように。そこを聞いてみないとわかりません。

狭あい道路整備課長 現地には線は引けませんので、確かに図面上では引けるかもしれませんが、現地では中心びょうとか、曲がっていなければ中心びょうとかも表示できると思っています。

委員 これは「図又は現地等に表示する」と書いてあるから、現地には確かに線は引けないということですね。

委員 現地にはびょうを打とうという……。

委員 ただ、図では表示するのですよね、これ。

副会長 私も〇〇委員と同意見なのですが、道路中心線という言葉を使いたくないというのはよくわかります。それは使わないほうがいいのだけれども、答申では主張線という言葉を使っていますよね。

 この道路中心について、図に表示するというのもまた理解できない。道路中心というと現実の道路の中心というイメージがどうしても湧いてくるので。しかも、現地等に表示しないと今おっしゃっていたのだとすると、「表示することができる」というのもおかしいなと思うし。

委員 図と現地の定義もわからないし、そもそも表示する権限はないのですよね。これができる規定がないとできないという話なのですかね。

副会長 できるようにしましょうということなのでしょう、これから。

委員 しますよっていう。それは。

委員 それはいいのではないですか。

委員 もともとできる……。

委員 ただ、図と現地は違うかもしれませんね。

副会長 少なくとも線でないとおかしいのですよね。この道路中心という言葉だと。

委員 この場合は。そうなのですよ。

委員 図はどの図？

副会長 少なくとも図に表示するのは線なので、道路中心を図に表示するというのはどういう意味なのか。やはり図には線を表示するのですよね。

委員 今、〇〇委員が言われたのは、図というのは何の図ですかということですね。

委員 現地とはどこを言うのかです。その道路に表示するというのではないのですよね。そうすると全ては図になるのではないのですか。

委員 現地に表示というのは、びょうを打つという考え方の表現だと思いますよ。

副会長 そうでしょう。だから、現地に表示するのですよ。現実に。

委員 現地に表示するのだけれども、実際現地にはびょうしか設置できなくて、線は現地には表示できないのですよ。

委員 だから前の規定が「びょうを設置する」と書いてあるのです。今度は「びょうを設置し表示」と書いてあるから、恐らく。それと私は2項のほうが今、副委員長がおっしゃるように気になるのですが。

副会長 2項は表現が問題なのですよ。

委員 そうそう。やはり図に表示するのは線ではないかと思うのですよね。図は何の図に表示するのですかということなのですね。

副会長 そうすると「現地等に」というのは要らないのかもしれないですね。2項については、

委員 私は現地に表示するというのは非常に大事だと思う。

副会長 それは「中心びょうを設置し表示する」ということなのではないですか。現地のほうは、

委員 それは、上のほうは「後退用地が確定したときは」なのですよ。で、下のほうは確定しなくても主張線を表示するということなので、意味が違うのですよ。

副会長 だから、現地等に表示するのが大事だとおっしゃるわけですね。

委員 それは、周知をさせるというか、当事者に認知してもらうために、現地に設置しないと、図に書いてあるといっても、それは決めたことにはならないので、現地表示というのは僕は非常に大事だと思う。だけど、線は現地には表示できない。だから、現地に表示するのは……。

委員 そうですね。線は、図に書くのではないですか。

副会長 現地に表示するというのはどういう形で表示するのですか。

委員 それは書いてないかもしれないけれども。

副会長 書いてないけれども、先生がおっしゃる表示の仕方は、結局、びょうですよ。

委員 そうです。だから、2項も表示すると書いてあるのは……。

副会長 後退用地が確定しなくても、びょうを設置するわけですよ、現地に。

委員 主張線が決まったときにはね。あ、主張線が必要な……。

副会長

いや、主張線は決まらないのです。主張は主張だけですから。

委員

必要に応じてですからね。表示する必要が生じたときには、中心を表示することができるというので、表示は何ができるかといったら、僕はびょうしかないと思うので。現地ではね。それから、書くのでいうと、線というのは点が2個決まらないと、線と決まらないのですよ。線を表示するというのは、必ず点2個で表示しますので、線というのを自動的に定義するのは非常に難しく、起点と終点を設定することによって、線は確定するので、中心の点を表示することは、線を表示する基本なので、私は点でいいと思います。

委員

でも、今の〇〇委員のご意見だと、現地にびょうを設置することが現地での表示だということですね。

委員

そうです。

委員

だから、この表現で言うと、9条1項でびょうを設置し、それが表示なのだよということだから、「びょうを設置し表示することができる」でいいわけですよ。であれば、2項はもちろん後退用地を確定しなくてもできるという規定ですから、同じように現地には「びょうを設置し表示できる」と書いたほうがいいのではないですか。

委員

それはそのほうが。

委員

同じことですよ。だから、後退用地が確定したときと、していなくてもできるという規定で、2項に分けているわけだから、そこは表現を合わせたほうがいいと思うのですよ。ただ、私は副委員長がおっしゃるように、図についてはやはり点を結んで線だとは思いますが、図には線を表示すると、先ほど区役所自身が言っておられるので、図は線を表示して、現地はびょうを設置し表示するという規定にしないとわからない。ちょっと齟齬があるのですよね。

だから、1項と2項は〇〇委員がおっしゃるように現地については同じ扱いだということですよ。びょうを。

委員

基本的には同じ扱いだということなのですが、図に表示するのも、どうやって、言葉としてというか文字で、その位置を表示できるかと言ったら、図の上に点を表示するとしたら座標で表示するしかないのですよね。線を引くためには起点と終点を定めないと線は書けないので、線を書くということは点を2つ決めてあげることだと考えると、基本的には私は道路中心についてはどんなことをしたって点でしか表示できないと思うのですよ。

- 委員 　　でも、2つの点があれば、そこを結べば線になる。
- 委員 　　2つの点を定めればいいのですけれども、線を定めるというのは2つ点を定めればそれでいいと私は考えていますけれどもね。
- 委員 　　でも、それ、図には線を書くのですよね。
- 委員 　　書いたものというのは複製できないのですよ。
- 副会長 　　後退用地を明確にするためには、やはり線を引かないと意味がないのではないですか。点が1点だけあっても意味がないのではないかと思うのです。
- 委員 　　そうですね。後退用地はその線から後退するわけだから、やはり線を書かないとおかしいと思います。書いてるでしょう。
- 狭あい道路整備課長 　　図はそうですね。実際、運用上で今やっていることは、この1項には「確定したとき」と書いてあるのですけれども、逆に区が事前に測量して、専門用語で逆打ちと呼んでいるのですけれども、まだ確定する前に区が主張する基準点をびょうで現地に表示して、そこから業者と協議する。それを目安にして、点ですからそれを結んで、そこから2メートル下がってくださいよというやり方、運用上では実際行っています。先に表示して……。
- 委員 　　図面というのはどういう図面。区が持っているわけですよね、図面を。
- 狭あい道路整備課長 　　現況図に、当然そこに区が主張する中心線を載せて……。
- 副参事 　　端的に申し上げれば、現地はびょうで、図面は中心線を入れているということです。その図と現地のことを一緒に書いているので、中心線という言葉はなかなか使いにくいところもあるので、こういう文章になっているということでございます。
- 委員 　　分けるというか、図には線を引いて、現地にはびょうを設置して表示するのだというふうに書かないと、これは規則だからやはり正確に書いたほうが。もちろん法令担当部局と協議するのは、まだこれからかもしれないけれども、恐らくそういう書き方になるのではないか。
- 会長 　　話の中身はわかることだけれども、規則でどう表現するかというのは疑問が出たわけですから、ご議論いただきたいと思います。
- 狭あい道路整備課長 　　これまでも、課内で議論する中でも、今の話がいろいろ議論があったところで。まだ整理できていない段階ですけれども、今日、皆さんの意見も参考にしながら変えていきたいと思います。
- 会長 　　道路上に線を引くわけにいかないから現地にはびょうしか打てないと。その

ことはわかったわけだし、協議が確定したという本則のほうでまず書いて、2項の言うのは、向こうとの関係等にこだわらず必要な場合にはびょうを打って主張していくのだという趣旨で2項が新たに加わったと。その全体像の理解はそれでいいと思うのですね。

ただ、図という言葉とか中心線という言葉は、ちょっと慎重に議論していただいて、そもそも規則に図を書くということを入れるならばきちっと入れないといけないし、運用で今まできちっとした図を、現況図なりいろいろつくってきたので、あえて図と書かなくたって、かえって問題が。

委員 「図」と書くと、その図は何なのというので、かえって難しくしているかもしれない。

会長 その図というのは公式にどこに位置づけられていて、どういうメンテナンスをして、どう皆さんに公開されているのか。ちょっと複雑な問題が、今まで運用上でうまくやってきたことに対して、ここに「図」とあることがかえって引き出す可能性がありますね。

狭あい道路整備課長 前回の協議会でお示しした2号路線の図は、路線で区が主張する線を図示して、皆さんにお示しをしました。

今後、重点整備路線を路線的に進めていくには、図をつくって、今後もその主張線に基づいて区も協議していきますし、支障物件があればそれに対して指導していくというのは使えると思うのです。

会長 中身は十分結構だと思うのだけれども、そこで出てきた「図」が、不用意にここで1回だけ「図」と出てしまうと、それが一体何なのという話で、何か全体に波及していってしまうので。

副参事 確かに、ここで主張線と書くという案もあったと聞いてますが、それは何だと言われると。正木先生が言われるとおり、図とは何だという話になりますので、確かにそこはちょっと話がおかしくなってくるので。

委員 工夫が要りますね。

副会長 会長がおっしゃるように、図は入れないほうがいいかもしれないですね。でも、事実上は図はつくと。

会長 運用上はつくらないことには相手との協議ができない。それはよくわかるわけ。

副参事 図がなければできないのですけれども。

委員 図がないと表現しようがないですね。

会長 そのベースが必要だし、ただ、さっきもあったように、非常に曲線状の道路などという、その線の定義というのもまた面倒臭い話になってくるから、そういう意味では現実としての行政執行上の路線図とか図示というのはあるという大前提で、後退はあくまできちとびょうを、本則のほうの協議が、後退用地が定まるような場合とそうでない場合についてもびょうを打てるのだということさえ明示できればいいような気がするのです。

狭あい道路整備課長 当然、図をもとに現地にはびょうを打ちますので、図がないと始まらない、つくらなくてはいけないのですけれども、ただここに表記するかどうかは皆さんのおっしゃるとおりだと思います。

委員 空間的な位置の確定というのは、公の座標によって表示する以外に確定する方法がないですね。

狭あい道路整備課長 確定はそうですね。はい。

会長 文言上で言えば、そういうことですね。

委員 だから、図に書いたときにも線が書いてあるだけではなくて、この点は座標で言うと何とかの点ですよということがちゃんと書かれていないと、図に書いたということにはならないでしょう。

副参事 当然、座標つきの。

委員 厳密に言えばね。だから、図に書くというのは座標を書くということなので、座標ということは点ということなのですよね。だから、そういう物事の決め方の手順からいったら、点でしか決められない。空間的な位置を確定するのは点でしか決められないのだということは前提にして詰めておいてもらわないと、線は書けるでしょうと言っても、図に書いた線というのはコピーするときに全く同じ位置を特定できるようにできるかと言ったら、それは座標で特定する以外には説明できないのですよね、結果として。

だから、図は先に書くとおっしゃったけれども、図に書くということは、その図に書いた線の起点と終点というのは座標で確定をしているということが前提で図に書いているということだと思いますので。

委員 だけど、先ほどおっしゃられたように、線から後退するわけだから。実際に線は引いているのですよね。例えば都市計画法だったら線を引くと書いてあるわけです。線引きしているわけです。線は引いているのですよ。だから、線は

引けないということはないです。

委員 いや、線は点で決めているから。

委員 そうです。点で決めているけれども、それを結べば線になるのだから、線を引くということが法令上書けないということはないです。実際、法律にも線引きと書いてありますから。それは現況図と、あとは用語としては図というのは確かにちょっとおかしいのですよ。会長がおっしゃるように。図というのは何の図ですかということになるから。普通は現況図とか、あるいは図と、もう1つは現況の写真でそれを添付するとか、そういう細かい手続を決めている。開発規制なんかはみんなそうですね。

だから、やはりそういう手続なのだから、これは規則で、今ちょっと見ただけでも規則には現況図と書いてあるのが多い。東京都も横須賀市も書いてありました。だから、そういう図を持っていて、それに書くということだと思いますよ、私は。だから、線が引けないということはないです。

会長 かなり規則上の文語の書き方になるけれども、ここではあくまで点を確定することができるを2つの条項に分けたと。図面をどうするという話は規則全体を見直してもらって、今、委員からご指摘があった現況図に書くとかいろいろな方法があるわけで、ほかにも用意する図があるのかどうかということもあるし、ちょっとその辺を検討していただいて、必要があったら本当にそういう図を規則上に位置づけて、ということは公開性が高まるわけだけれども、それはここの中心びょうだけの問題ではきっとないと思うので、ちょっとご検討いただいて、この9条自体から言えば安全側からしたら図で示すということは削除したほうがわかりよくて、図面で示すということはもうちょっとほかとの兼ね合いも含めて、内部で1回議論してくださいませか。今までどんな図が公式化されてたのかとか。それは住民に対してどういう意味を持ったのかということが押さえられないと、ここでうっかり「図示する」と書いてしまうと、かえって問題が複雑になってしまいますよね。

そんなことでちょっと、規則自体はやはり3月中に改正したいと。

狭あい道路整備課長 そうです。4月から。

会長 運用したいと。規則のほうは条例と違ってと言ったら変ですが、割と小刻みに変えることもできるでしょうから、今の一般的な図示という問題も含めて、場合によったら検討を続けてくださいませか。

狭あい道路整備課長 法務担当ともしっかり調整して、進めていきたいと思います。

会長 ありがとうございます。いろいろな目で見ると、確かに。我々の意図、事務局の意図、世の中の常識という意味ではこれで成立しているのだけれども、それを条文化しようとする、いろいろ引っかかるところが出てきますね。

委員 なかなか固定の仕方が難しいですね。

委員 今、会長がおっしゃられたように、やはり公開性とか、その線を示すことによって、今後の指導につながってくるという話を前回もしているので、そこはよく検討していただいたら、法制的なことを含めて。

会長 時代の流れとしては、それが公開性が高いというほうに行っているのでしょうからね。

それではもう1枚の後半のフローについて、ご意見。これも4月から、今後さらに修正をするにしても、運用したいというお話でしたので。

委員 これは今までの流れからすると、この勧告とか命令も、もうその月数でいうと乗ってくる物件がある程度出てくることなのですか。

狭あい道路整備課長 これはあくまでも目安なのですが、これまで、この間、重点整備路線も3年越しでやっているところもあります。ただ、それは話し合いが勧告の直前といますか、まだ指導、助言といますか、その段階で何度も何度もやりとりしている物件もありますので、そこは回数を載せるのも前回確かそういった意見も、即時だとか2回、3回というのもあるのですけれども、おおむねやはり2～3回、相手の理解度もあるのですが、相手ありきなもので、3回から5回は必ずやっているのですね、こういった通報があつたりした場合は、1回で即時というのはなかなか難しいので。

ただ、回数をここに載せるのはちょっと。これはあくまでもこういった流れで、実際はそれでまた要綱を整備していきたいと思っていますので、この勧告の前に、道路中心線の再現というのもここに入れさせていただきました。これも先ほどの規則の改正の中でそれができれば、事前に相手方にもそれが主張できて、指導のときには使えるので、あえてこの項目は追記したものでございます。あくまでも期限は目安ということでご理解いただいて。

委員 もちろん事案にもよると思うので、ご指摘のとおりだと思うのですが、ある程度の公平性という観点からすると、ある程度の期間がどれぐらいなのかということが明示されているということは受けるほうにとっても、受ける人た

ちが複数いる場合に「あの人は1年で、もう3年も何もやっていない、何も言われないのに、私は3カ月で言われたわ」ということになるのと公平性の問題も出てくると思うので、理解を得るという意味でも、想定イメージについても分ける必要があるのかなと思います。

狭あい道路整備課長 そうですね。

会長 実際の作業は大変ご苦労が多い。順調に進む例のほうが多いかもしれませんがけれども、引っかかってしまう相手に対してはなかなか。空家問題もそうですけれども、わかっているけれども応えないという人が結構世の中にはいるわけだし。ご高齢で受けとめられない方もいらっしゃるし、極端に言えば持ち主がわかるまでにえらく大変な時間がかかってしまうことが空家でも随分起きているようです。

だから、どうしてもおおむねという基本的な流れ。ただ、従来はこういうものが時期明示的になかったから、一応こういうものを入れて、全体像を事務局としてもつかんでおいて、それで積極的に打って出て、場合によると、この協議会へ報告、聴取ということにも進んで行こうと、そういう心構えということですよ。今回の見直しの中で出てきた。

狭あい道路整備課長 区長にも支障物件に関しては指示を受けているところです。そこで要綱等で定めて。これまでは、前回は説明しましたが、青のほうに行くように。勧告する前に、なるべく拡幅整備に結びつくような形で進めてきたのですが、やはり時間がかかります。しかし、実際、実績は着々と積み上げてきていますが、解消できない事例もありますので、そのときはルールに基づいてやっていくべきと考えておりますので、よろしくお願いします。

委員 要綱で定めるといのは、この6カ月とか10カ月とかいうのを定めるのですか。

狭あい道路整備課長 この全体です。

委員 全体の。この何カ月も含めてですね。

狭あい道路整備課長 この支障物件に対する取り組みについてですね。

委員 わかりました。もちろん前後することはありうると思うのですが、おおむね6カ月だから、もちろんもっとかかる場合もあると思うのですが、この事案発生から6カ月ぐらい経った時点で、協議会に報告をするということになりますか。今まではそういったものは引き続き指導している場合には、報告と

いうのは特に上がってこなかったと思うのですが、一応6カ月ぐらい経っているのは、今こんな状況ですよというのを協議会に報告していただくというふうになりますでしょうか。

狭あい道路整備課長 そうですね。

委員 そうすれば、もちろんそれは6カ月经っても、こういう事情があるからまだ引き続いていますよということもあるし、いや、これは勧告だからというものあるのだけれども、ここに書いてあるのだと、勧告することについて報告になっているのですけれども、そうではなくて、6カ月经った時点でそういった案件については今こういう状況ですよというのを報告していただくといいのかなと思って、今、聞いているのですが。

狭あい道路整備課長 ケース・バイ・ケースだと思うのですが、今年度は協議会を4回開催していますけれども、その都度、機会があれば、そういった報告は、適宜行ってきたいと考えています。

会長 毎年これまでの運用実績という報告があるわけだから、それと6カ月というのを兼ね合わせて、今どんな状況だという、聴取、諮問、以前の状況も教えていただければ。そういう機会に併せてお願いしたいと思います。

狭あい道路整備課長 これまでは年度ごとの実績で、その中でまとめて併せて報告していたのですが、今回こういったルールも考えていますので、それは随時、必要に応じて報告させていただきたいと思います。

委員 あともう1点。この6カ月、10カ月、15カ月、18カ月となっているのですが、この命令から公表までがすごく長いのですけれども、これはなぜこんな5カ月長いのですか。

狭あい道路整備課長 こちらは、命令に従わない場合は意見を述べ、証拠を提示する機会の付与だとか、あとは協議会への諮問がございます。

委員 諮問は、公表から代執行の間もありますよね。

狭あい道路整備課長 そうですね。公表から代執行も条例上は諮問することになっています。

委員 いや。そこは3カ月なのですから、命令から公表が5カ月というのは長いなど。

狭あい道路整備推進係長 命令してから、その命令に従うかどうか見る時間を2カ月程度として考えています。その次に機会を与えるのが半月ぐらい。諮問、答申で2カ月ぐらいといったことで考えています。

委員 意見を述べる機会というのは書面審査でしたっけ。口頭審査なのですか。
狭あい道路整備推進係長 書面だったと思います。

委員 でも、かなり最後、代執行まで、もちろん勧告もまだされていないの状態であれなのですが、18カ月というのは長いなと思うのですけれども。

副会長 空家対策だともっと長いです。これは6カ月、10カ月というのはむしろ早いぐらいです。会長がおっしゃるように、誰が所有者かわからないとか、仮にわかっても、今、病院に入院していて意見が言えないとか、いろいろありまして、かなり遠方に住んでいるから意思疎通、連絡も難しいとか、いろいろなことがあって、代執行まで行った例は、杉並区にはまだ1件もありません。

委員 空家対策の代執行はものすごく増えています。

副会長 杉並区ではやっていないです。板橋区ではやった例がありますけれども。

委員 ただ、空家対策の場合には、建物を除却するという話なので、かなりこれは大ごとなのです。支障物件とか、ごみ屋敷などは結構短期間でやっているのが多いですね。支障物件は住んでいる人がいるので。空家の場合だと今おっしゃるように、所有者を探さなければいけないとか、それから代執行自体にかなりお金がかかる。200万、300万がベースになって、支障物件とかごみ屋敷の場合には大体10万、20万単位なのです。お金が回収できないとしてもですよ。

ということなので、かなり空家よりは簡単にできる代執行ではないかなと思うのですけれども。

副会長 空家で今回やろうとしているのは、1,000万ぐらいはかかるのですが、ただ、そうすると、今度は議会のほうでそんなのモラルハラスメントではないかという意見が出て、なかなか前に進まない。

委員 わかります。

副会長 相続人がやるべきことをなぜ区がやらなければいけないのか。

委員 費用は回収するということですが、なかなか回収できないことが。

副会長 回収できる場合もあるし、全くできない場合もあるので。

委員 空家はそのとおりだと思いますけれども。これは今の話で言うと、空家だと普通は、今おっしゃったようにかなりお金がかかるので、杉並区だと1,000万かもしれませんが、通常、300万、400万ぐらいかかってしまうということもあるから、予算措置をするわけですよ。基本的に、事前に予算措置

をする場合が多いですね。でも、支障物件とかだと、額がかなり桁が違って少ないので、これは特段、予算措置しなくてもできると考えていいですか。

狭あい道路整備課長 ケース・バイ・ケースで、この前紹介した事例はプランターがかなりの数あるようなところもありますので、それは当然、それを運搬、除却するために必要な機械といえますか、ユニック車といえますか、クレーンの吊り上げる車が必要になってくる場合もあるでしょうから、必要であれば区は予算計上してまいります。

委員 それも大した額ではないでしょうけど。

まあ、ケース・バイ・ケースだと。わかりました。特に今の時点ではそういう方針は定まっていらないということで。わかりました。

会長 では、2つのことをお示しいただいて議論いたしましたけれども、規則改正のほうは先ほど来のように趣旨と実態はよく理解できるけれども、用語に誤解がないように、あるいは今後の運用のことも含めて、もう一度検討してほしいという意見であったと。それから、流れについてはおおむね理解したけれども、これの全体が長いか短いかにしても意見交換があった、と。

ただ、実際に半年以上も経って、今、相手と交渉しているような案件の中身とか状況については、時々にご報告いただくとよろしいだろうと。ただ、そうすると、具体の案件が出てしまうと傍聴ができないかもしれませんね。特定の名前が出てしまうからね。その辺も考慮しながら、この流れが本当に今、執行部隊がどう現実であるのかということを我々も理解しておきたいので、何かの機会にその辺のご説明をいただきたいというご意見だったということでよろしいですかね。

一同 はい。

それでは、おおむね議題とこれにかかわる報告、意見交換は行えたと思います。それでは3の「その他」に移らせていただいてよろしいですか。

では、事務局からお願いいたします。

狭あい道路整備課長 次回の協議会ですが、令和2年5月の連休明けぐらいを予定しています。いただいた答申に基づく、今日説明させていただいた区の対応をお示しできればと考えてございます。

会長 5月の連休明けというと、11日の週とか、そんな感じですね。10日過ぎの週。

12日か13日の午前中というのはいかがですか。

狭あい道路整備課長 12日と13日で調整してみます。

会長 では、12、13日の午前中に予定していただいて、会場がとれ次第、また事務局からお知らせください。

狭あい道路整備課長 はい。

会長 答申についてはさっき確認させていただいたとおり、もう1回各委員とやりとりを、今日のご意見を踏まえて、できれば月内に僕が部長にお渡しするとうような段取りにしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

そのほか、委員あるいは事務局からございますか。

狭あい道路整備課長 ございません。

会長 よろしいですか。

それでは、第4回の協議会を閉会いたしたいと思います。どうもきょうはありがとうございました。

— 了